鶏伝染性コリーザ(A型)診断用赤血球凝集抗原

平成 21 年 11 月 12 日 (告示第 1569 号) 一部改正 平成 22 年 7 月 12 日 (告示第 1038 号) 一部改正

1 定義

ヘモフィルス・パラガリナルムA型菌の濃厚死菌液で調整した生赤血球を用いる赤血球凝集抑制 反応用抗原である。

- 2 製法
- 2.1 製造用株
- 2.1.1 名称

ヘモフィルス・パラガリナルムA型菌 No.221 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2 性状

鶏及び発育鶏卵に対して病原性を示す。牛、馬、羊、鶏及びモルモットの赤血球を凝集する。

2.1.3 継代及び保存

原株及び種菌は、生ワクチン製造用材料の規格 1.1 の 5 ~ 7 日齢の発育鶏卵又は継代用培地(付記1)で継代する。

継代は、原株では3代以内、種菌では5代以内でなければならない。

原株及び種菌は、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

- 2.2 製造用材料
- 2.2.1 培地

製造用培地(付記2)又は製造に適当と認められた培地を用いる。

- 2.3 原液
- 2.3.1 培養菌液

発育鶏卵の卵黄嚢で培養した種菌を製造用培地に接種し、37 ℃で1~2日間培養し、培養菌液とする。ただし、卵黄の採取は、種菌接種後30時間以内に鶏胚が死亡したものに限られる。 培養菌液について、3.1 の試験を行う。

2.3.2 集菌及び洗浄

培養菌液を遠心し、沈殿菌をリン酸緩衝食塩液で洗浄後、濃厚菌液とし、2~5℃で一夜以上静置する。

2.3.3 濃度調整及び不活化

濃厚菌液を McFarland 混濁管 No. 2 の 10 倍濃厚となるようにリン酸緩衝食塩液で調整する。これにチメロサールを 0.01 w/v%となるように加え、 $2 \sim 5 \, \text{C}$ で1週間以上静置し、不活化したものを原液とする。

原液について、3.2の試験を行う。

2.4 最終バルク

原液を混合し、最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。

小分製品について、3.3 の試験を行う。

3 試験法

3.1 培養菌液の試験

3.1.1 夾雑菌否定試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

- 3.2 原液の試験
- 3.2.1 特異性試験
- 3.2.1.1 試験材料

検体、参照抗原(付記3)、参照陽性血清(付記4)、陰性血清(付記5)及び 3.2.2.1 の鶏赤血球浮遊液を用いる。

3.2.1.2 試験方法

検体及び参照抗原の濃度が 0.4mL 中4単位となるように抗原液を調整する。参照陽性血清3例、陰性血清3例をそれぞれ生理食塩液で5倍に希釈し、更に2倍階段希釈する。希釈血清 0.2mL ずつに等量の抗原液を加えて混合し、10 分間処理した後、鶏赤血球浮遊液を 0.4mL ずつ加えて振盪混合し、60 分間静置後、判定する。

3.2.1.3 判定

検体及び参照抗原により、参照陽性血清は、いずれも所定の赤血球凝集抑制抗体価を示さなければならず、陰性血清の抗体価は、5倍未満でなければならない。

3.2.2 力価試験

3.2.2.1 試験材料

検体、参照抗原及び2羽以上の6~18週齢の鶏の血液を採取、混合し、生理食塩液で3回洗浄後、0.5vol%となるように調整した鶏赤血球浮遊液を用いる。

3.2.2.2 試験方法

検体及び参照抗原をそれぞれ生理食塩液で 10 倍に希釈し、更に 2 倍階段希釈し、試料とする。 試料 0.4mL ずつに等量の鶏赤血球浮遊液を加えて振盪混合し、60 分間静置後、判定する。

3.2.2.3 判定

赤血球が完全凝集を示した最高希釈倍数を抗原価とするとき、検体の抗原価は、80 倍以上でなければならない。参照抗原は、所定の抗原価を示さなければならない。

3.3 小分製品の試験

3.3.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならず、異物又は異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.3.2 特異性試験

3.2.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.3 力価試験

3.2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、1年間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記1 継代用培地

1,000mL 中

1,0001112		
鶏肉水	500	mL
ペプトン	5	g
塩化ナトリウム	5	g
寒天	15	g
水	残	量

水に加熱溶解後、pH を 7.4 ~ 7.6 に調整し、121 ℃で 15 分間高圧滅菌する。

約 50 ℃に冷却後、鶏非働化血清 50mL を加える。 なお、適当と認められた V 因子を加えてもよい。

付記 2 製造用培地

1,000mL 中

鶏肉水	200 mL	
獣肉製ペプトン	5	g
塩化ナトリウム	5	g
水	残	量

水に加熱溶解後、pH を 7.4 ~ 7.6 に調整し、121 $\mathbb C$ で 15 分間高圧滅菌する。 冷却後、鶏非働化血清 10mL を加える。

付記3 参照抗原

「鶏伝染性コリーザ (A型) 診断用赤血球凝集抗原」又は動物医薬品検査所がこれと同等と 認めるもの

付記4 参照陽性血清

動物医薬品検査所が配布するもので、ヘモフィルス・パラガリナルム A型菌 No.221 株で生 ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の鶏を免疫して得た血清で、1 mL ずつ分注し、凍結乾燥 したもの

参照抗原を用いて赤血球凝集抑制反応を行うとき、抗体価は、それぞれ $160\sim320$ 倍、 $40\sim80$ 倍及び $10\sim20$ 倍である。

付記 5 陰性血清

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の鶏の血清で、1 mL ずつ分注し、凍結乾燥したもの 参照抗原を用いて赤血球凝集抑制反応を行うとき、抗体価は、5 倍未満である。